

とりまとめ案 (地方税)

- 車体課税
- 環境関連税制

車体課税

1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車取得税について、当該自動車（新車に限る。）の取得が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われたときは、次のとおり特例措置を講ずる。

(1) 次に掲げる自動車の取得について、自動車取得税を免除する。

① 電気自動車

② 次に掲げる天然ガス自動車

イ 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車のうち、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

ロ 車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車のうち、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

③ プラグインハイブリッド自動車

④ ①から③までに掲げる自動車以外の自動車で次に掲げるもの

イ 乗用車（乗車定員10人以下の乗用自動車をいう。以下同じ。）及び車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の

排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの（ガソリン自動車に限る。）

ロ 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制（ディーゼル自動車にあっては平成 21 年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上（ディーゼル自動車にあっては平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの

ハ 車両総重量が 3.5t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの

ニ 平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る。）

(2) 次に掲げる自動車（(1)に掲げるものを除く。）の取得について、税率を 75%軽減する。

① 乗用車及び車両総重量が 2.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの（ガソリン自動車に限る。）

- ② 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制（ディーゼル自動車にあっては平成 21 年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上（ディーゼル自動車にあっては平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの
 - ③ 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車（ガソリン自動車にあっては、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車）のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの
 - ④ 車両総重量が 3.5t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの
 - ⑤ 車両総重量が 3.5t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの
- (3) 次に掲げる自動車（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）の取得について、税率を 50%軽減する。
- ① 乗用車及び車両総重量が 2.5t 以下のバス・トラック

で平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの（ガソリン自動車に限る。）

- ② 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制（ディーゼル自動車にあっては平成 21 年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上（ディーゼル自動車にあっては平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの
- ③ 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車（ガソリン自動車にあっては平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車）のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの
- ④ 車両総重量が 3.5t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの
- ⑤ 車両総重量が 3.5t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性

能の良いもの

(4) その他所要の措置を講ずる。

(注) 1及び4又は5の措置は選択適用とする。

2 電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車（以下「低公害車」といい、新車以外のものに限る。）に係る自動車取得税の税率の特例措置及び一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車（新車以外のものに限る。）に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、次のとおり、見直しを行う。

(1) 低公害車に係る税率の特例措置を廃止する。

(2) 電気自動車、1(1)②に該当する天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、当該自動車の取得が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われたときは、取得価額から45万円を控除する特例措置を講ずる。

(3) 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象及び控除額を見直した上、3年延長する。

① 1(1)④イに該当する自動車（乗用車及び車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準に基づく燃費要件に対する適合性を判定できない自動車であって、平成22年度燃費基準値より

50%以上燃費性能の良いもの（ガソリン自動車に限る。）を含む。） 取得価額から 45 万円を控除

② 1 (1)④ロに該当する自動車（ガソリン自動車に限る。）、1 (1)④ハに該当する自動車（ハイブリッド自動車に限る。）及び1 (1)④ニに該当する自動車 取得価額から 45 万円を控除

③ 1 (2)①に該当する自動車（乗用車及び車両総重量が 2.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準に基づく燃費要件に対する適合性を判定できない自動車であって、平成 22 年度燃費基準値より 38%以上燃費性能の良いもの（ガソリン自動車に限る。）を含む。） 取得価額から 30 万円を控除

④ 1 (2)②及び③に該当する自動車（ガソリン自動車に限る。）並びに 1 (2)④及び⑤に該当する自動車（ハイブリッド自動車に限る。） 取得価額から 30 万円を控除

⑤ 1 (3)①に該当する自動車（乗用車及び車両総重量が 2.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準に基づく燃費要件に対する適合性を判定できない自動車であって、平成 22 年度燃費基準値より 25%以上燃費性能の良いもの（ガソリン自動車に限る。）を含む。） 取得価額から 15 万円を控除

- ⑥ 1 (3)②及び③に該当する自動車(ガソリン自動車に限る。)並びに1 (3)④及び⑤に該当する自動車(ハイブリッド自動車に限る。) 取得価額から15万円を控除

3 自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)を、軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、2年延長する。

イ 環境負荷の小さい自動車

(イ) 平成24年度及び平成25年度に新車新規登録された自動車で、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年ガソリン自動車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車について、当該登録の翌年度の税率を概ね100分の50軽減する。

(ロ) 平成24年度及び平成25年度に新車新規登録された自動車で、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年ガソリン自動車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、平成27年度燃費基準を満たす自動車((イ)に掲げるものを除く。)について、当該登録の翌年度の税率を概ね100分の25軽減する。

ロ 環境負荷の大きい自動車

平成 24 年度及び平成 25 年度に以下の年限を超えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その翌年度から次の特例措置を講ずる。

(イ) ディーゼル自動車で新車新規登録から 11 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 10 重課する。

(ロ) ガソリン自動車又は LPG 自動車で新車新規登録から 13 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 10 重課する。

ハ その他所要の措置を講ずる。

4 移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められたバス車両に係る構造・設備基準の導入及び当該目標が定められたタクシー車両に係るバリアフリー性能の優れた車両の認定制度の創設に伴い、当該構造・設備基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びに当該認定を受けたユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）に係る自動車取得税について、当該取得が平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に行われたときは、次の区分に応じそれぞれ次に定める金額を取得価額から控除する。

イ ノンステップバス 取得価額から 1,000 万円を控除

ロ リフト付きバス（乗車定員 30 人以上） 取得価額から

650 万円を控除

ハ リフト付きバス（乗車定員 30 人未満） 取得価額から
200 万円を控除

ニ ユニバーサルデザインタクシー 取得価額から 100 万円
を控除

(注) 1 及び 4 の措置は選択適用とする。

5 車両総重量が 8 t を超えるトラック等に衝突被害軽減ブレーキを搭載する場合の技術基準の導入に伴い、当該技術基準に適合した衝突被害軽減ブレーキを搭載した車両総重量が 8 t を超えるトラック（トラクタ及びトレーラーを除く。以下同じ。）及び車両総重量が 13 t を超えるトラクタに係る自動車取得税について、当該自動車（新車に限る。）の取得が平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日（車両総重量が 22 t を超えるトラック及び車両総重量が 13 t を超えるトラクタについては平成 26 年 10 月 31 日）までの間に行われたときは、その取得価額から 350 万円を控除する。

(注) 1 及び 5 の措置は選択適用とする。

6 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を 2 年延長する。

7 独立行政法人海上災害防止センターの組織形態の見直しに伴い新組織が承継する自動車について、所要の法整備を前提

に、当該自動車の取得に係る自動車取得税を非課税とする措置を講ずる。

- 8 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。

環境関連税制〔地方税〕

1 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠である。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。

地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める。